

令和6年12月12日招集

市 議 会 1 2 月 定 例 会 議 案

(一 般 議 案)

新 発 田 市

議 案 番 号	件 名
議 第 5 5 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議 第 5 6 号	新発田市一般職の職員の給与に関する条例及び新発田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議 第 5 7 号	新発田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議 第 5 8 号	財産の取得の追認について (新発田市消防団員用雨衣)
議 第 5 9 号	財産の取得の追認について (除雪車 1 1 t 級)
議 第 6 7 号	新発田市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
議 第 6 8 号	新発田市建築関係手数料条例の一部を改正する条例制定について
議 第 6 9 号	新発田市旧学校施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
議 第 7 0 号	新発田市児童クラブ条例の一部を改正する条例制定について
議 第 7 1 号	新潟県市町村総合事務組合規約の変更について
議 第 7 2 号	契約の締結について (大峰保育園改築 (建築) 工事)
議 第 7 3 号	公の施設に係る指定管理者の指定について (住吉コミュニティセンター)
議 第 7 4 号	公の施設に係る指定管理者の指定について (五十公野コミュニティセンター)

議 案 番 号	件 名
議 第 7 5 号	公の施設に係る指定管理者の指定について (佐々木コミュニティセンター)
議 第 7 6 号	公の施設に係る指定管理者の指定について (御幸町ふれあいコミュニティセンター)
議 第 7 7 号	公の施設に係る指定管理者の指定について (猿橋コミュニティセンター)
議 第 7 8 号	公の施設に係る指定管理者の指定について (菅谷コミュニティセンター)
議 第 7 9 号	公の施設に係る指定管理者の指定について (加治川コミュニティセンター)
議 第 8 0 号	公の施設に係る指定管理者の指定について (七葉コミュニティセンター)
議 第 8 1 号	公の施設に係る指定管理者の指定について (川東コミュニティセンター)
議 第 8 2 号	公の施設に係る指定管理者の指定について (東豊コミュニティ防災センター)
議 第 8 3 号	公の施設に係る指定管理者の指定について (寺町たまり駅)
議 第 8 4 号	公の施設に係る指定管理者の指定について (米倉農村環境改善センター)
議 第 8 5 号	公の施設に係る指定管理者の指定について (松浦農村環境改善センター)
議 第 8 6 号	公の施設に係る指定管理者の指定について (新発田市農村婦人の家)

議 案 番 号	件 名
議 第 8 7 号	公の施設に係る指定管理者の指定について (有機の里交流センター)
議 第 8 8 号	公の施設に係る指定管理者の指定について (米倉ふれあい農園)

議第 5 5 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員に推薦したいので、議会の意見を求める。

令和 6 年 1 2 月 1 2 日提出

新発田市長 二階堂 馨

記

住	所	新発田市本田
氏	名	本名 正史

住	所	新発田市下中
氏	名	長谷川 佳恵

議第 5 6 号

新発田市一般職の職員の給与に関する条例及び新発田市一般職の
任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定につ
いて

新発田市一般職の職員の給与に関する条例及び新発田市一般職の任期付職員
の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 1 2 月 1 2 日提出

新発田市長 二階堂 馨

新発田市一般職の職員の給与に関する条例及び新発田市一般職の
任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(新発田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 新発田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和48年新発田市条例
第7号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」
に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の127.5」
に、「100分の67.5」を「100分の70」に改める。

第24条第2項第1号中「100分の102.5」を「100分の107.
5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の52.5」に
改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）
行政職給料表

職 員 区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 等 以 外 の 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400
	32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100
	33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800
	34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500
	35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100
	36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700
	37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200
	38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800
	39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400
	40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000
	41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500

42	239, 100	273, 800	307, 800	349, 200	372, 400	399, 800	442, 300	474, 000
43	239, 900	274, 600	309, 100	351, 000	373, 400	400, 900	442, 900	474, 400
44	240, 700	275, 300	310, 400	352, 800	374, 500	402, 000	443, 500	474, 700
45	241, 400	276, 000	311, 700	354, 300	375, 300	402, 700	444, 200	475, 000
46	242, 000	276, 700	313, 000	355, 700	376, 200	403, 400	445, 000	
47	242, 600	277, 400	314, 300	357, 100	377, 100	404, 100	445, 400	
48	243, 200	278, 100	315, 400	358, 500	377, 900	404, 800	446, 100	
49	243, 800	278, 800	316, 300	360, 000	378, 700	405, 400	446, 600	
50	244, 400	279, 500	317, 600	360, 800	379, 500	406, 000	447, 000	
51	245, 000	280, 200	318, 900	361, 800	380, 300	406, 500	447, 400	
52	245, 500	280, 900	320, 200	362, 800	381, 000	406, 900	447, 800	
53	246, 000	281, 500	321, 400	363, 700	381, 700	407, 300	448, 200	
54	246, 400	282, 200	322, 700	364, 800	382, 400	407, 500	448, 600	
55	246, 700	282, 800	323, 900	365, 700	383, 100	407, 800	449, 000	
56	247, 000	283, 500	325, 100	366, 700	383, 800	408, 100	449, 300	
57	247, 300	284, 100	326, 400	367, 600	384, 300	408, 400	449, 600	
58	247, 600	284, 800	327, 500	368, 300	384, 900	408, 700	450, 000	
59	247, 900	285, 400	328, 600	369, 000	385, 500	409, 000	450, 300	
60	248, 200	286, 100	329, 700	369, 600	386, 200	409, 300	450, 600	
61	248, 500	286, 700	330, 400	370, 000	386, 600	409, 500	450, 900	
62	248, 800	287, 400	331, 300	370, 600	387, 200	409, 800		
63	249, 100	288, 000	332, 000	371, 300	387, 800	410, 100		
64	249, 400	288, 500	332, 800	372, 000	388, 300	410, 400		
65	249, 700	289, 000	333, 600	372, 300	388, 700	410, 600		
66	250, 000	289, 600	334, 000	373, 000	389, 300	410, 900		
67	250, 300	290, 100	334, 600	373, 700	389, 900	411, 200		
68	250, 600	290, 700	335, 300	374, 300	390, 400	411, 500		
69	250, 900	291, 200	336, 100	374, 600	390, 800	411, 700		
70	251, 200	291, 700	336, 800	375, 100	391, 300	412, 000		
71	251, 500	292, 300	337, 500	375, 700	391, 800	412, 300		
72	251, 800	292, 900	338, 100	376, 300	392, 400	412, 500		
73	252, 100	293, 400	338, 600	376, 600	392, 700	412, 700		
74	252, 400	293, 900	339, 200	377, 200	393, 100	413, 000		
75	252, 700	294, 300	339, 700	377, 900	393, 500	413, 300		
76	253, 000	294, 600	340, 300	378, 500	393, 900	413, 500		
77	253, 300	294, 800	340, 600	378, 900	394, 200	413, 700		
78	253, 600	295, 100	341, 100	379, 400	394, 500	414, 000		
79	253, 900	295, 300	341, 500	380, 000	394, 800	414, 300		
80	254, 200	295, 600	341, 900	380, 500	395, 000	414, 500		
81	254, 500	295, 800	342, 300	381, 000	395, 200	414, 700		
82	254, 800	296, 000	342, 800	381, 600	395, 500	415, 000		
83	255, 100	296, 300	343, 300	382, 100	395, 800	415, 300		
84	255, 400	296, 500	343, 800	382, 400	396, 000	415, 500		
85	255, 700	296, 800	344, 100	382, 800	396, 200	415, 700		
86	256, 000	297, 100	344, 500	383, 300	396, 500			
87	256, 300	297, 400	344, 900	383, 700	396, 800			
88	256, 600	297, 700	345, 300	384, 100	397, 000			
89	256, 900	298, 000	345, 600	384, 500	397, 200			
90	257, 200	298, 300	346, 000	385, 000	397, 500			

	91	257, 500	298, 600	346, 400	385, 400	397, 800			
	92	257, 800	299, 000	346, 800	385, 800	398, 000			
	93	258, 100	299, 200	347, 000	386, 100	398, 200			
	94		299, 400	347, 400					
	95		299, 700	347, 800					
	96		300, 100	348, 200					
	97		300, 300	348, 400					
	98		300, 600	348, 800					
	99		301, 000	349, 200					
	100		301, 400	349, 500					
	101		301, 600	349, 800					
	102		301, 900	350, 200					
	103		302, 200	350, 600					
	104		302, 500	351, 000					
	105		302, 700	351, 500					
	106		303, 000	351, 900					
	107		303, 300	352, 300					
	108		303, 600	352, 700					
	109		303, 800	353, 200					
	110		304, 200	353, 600					
	111		304, 600	353, 900					
	112		304, 900	354, 200					
	113		305, 100	354, 700					
	114		305, 300						
	115		305, 600						
	116		306, 000						
	117		306, 200						
	118		306, 400						
	119		306, 700						
	120		307, 000						
	121		307, 400						
	122		307, 600						
	123		307, 900						
	124		308, 200						
	125		308, 500						
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 員 等		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けていない全ての職員に適用する。ただし、第 28 条第 2 項に規定する職員を除く。

(新発田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 新発田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年新発田市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「380,000」を「392,000」に、「427,000」を「440,000」に、「477,000」を「492,000」に、「539,000」を「555,000」に、「615,000」を「634,000」に、「718,000」を「740,000」に、「839,000」を「864,000」に改める。

第8条第2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の170」を「100分の175」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 第1条の規定による改正後の新発田市一般職の職員の給与に関する条例別表第1の規定 令和6年4月1日
 - (2) 第1条の規定による改正後の新発田市一般職の職員の給与に関する条例第23条第2項及び第3項並びに第24条第2項の規定 令和6年12月1日
 - (3) 第2条の規定による改正後の新発田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第1項の規定 令和6年4月1日
 - (4) 第2条の規定による改正後の新発田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第8条第2項の規定 令和6年12月1日
(令和6年12月分の給与)
- 3 令和6年12月分の給与については、第1条の規定による改正後の新発田市一般職の職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）又は第2条の規定による改正後の新発田市一般職の任期付職員の採

用等に関する条例（次項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定にかかわらず、第1条の規定による改正前の新発田市一般職の職員の給与に関する条例（次項において「改正前の給与条例」という。）又は第2条の規定による改正前の新発田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次項において「改正前の任期付職員条例」という。）の規定に基づいて支給するものとする。

（給与の内払）

- 4 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与又は改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

- 5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議第 5 7 号

新発田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する
条例制定について

新発田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 1 2 月 1 2 日提出

新発田市長 二階堂 馨

新発田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

新発田市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年新発田市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「給料は、別表第1に定める給料表（以下「給料表」という。）によるものとする」を「給料表については、新発田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和48年新発田市条例第7号。以下本則において「給与条例」という。）第3条第1項及び別表第1（定年前再任用短時間勤務職員等以外の職員の項職務の級、1級、2級及び3級の欄に限る。）の規定を準用する」に改め、同条第2項中「別表第2」を「別表」に改める。

第5条中「新発田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和48年新発田市条例第7号。以下「給与条例」という。）」を「給与条例」に改める。

第10条第2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に改める。

第10条の2第2項中「100分の50」を「100分の52.5」に改める。

第21条第2項各号列記以外の部分中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の100」を「100分の104」に改める。

第21条の2第2項第1号中「100分の50」を「100分の52.5」に改め、同項第2号中「100分の25」を「100分の26.25」に改める。

附則に次の1項を加える。

（新発田市一般職の職員の給与に関する条例別表第1に改正があった場合の適用日）

6 新発田市一般職の職員の給与に関する条例別表第1に改正があった場合の

会計年度任用職員への適用日については、その都度市長が定める。

別表第 1 を削り、別表第 2 を別表とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の新発田市会計年度任用職員の給与等に関する条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から適用する。

- (1) 改正後の第 3 条第 1 項及び第 2 項、第 5 条、附則第 6 項並びに別表の規定 令和 6 年 4 月 1 日

- (2) 改正後の第 1 0 条第 2 項、第 1 0 条の 2 第 2 項、第 2 1 条第 2 項及び第 2 1 条の 2 第 2 項の規定 令和 6 年 1 2 月 1 日

(令和 6 年 1 2 月分の給与)

- 2 令和 6 年 1 2 月分の給与については、改正後の新発田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の規定にかかわらず、改正前の新発田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給するものとする。

(給与の内払)

- 3 改正後の新発田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の規定を適用する場合においては、改正前の新発田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の新発田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

(令和 6 年度における給与の差額の支給日)

- 4 新発田市一般職の職員の給与に関する条例別表第 1 並びに第 1 0 条、第 1 0 条の 2、第 2 1 条及び第 2 1 条の 2 の改正により生じた給与の差額の支給日は、令和 6 年度に限り、令和 7 年 1 月 3 1 日とする。

(規則への委任)

- 5 前 3 項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議第 5 8 号

財産の取得の追認について

次のとおり財産を取得したことについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 8 号及び新発田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年新発田市条例第 1 9 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 1 2 月 1 2 日提出

新発田市長 二階堂 馨

記

- 1 財 産 名 新発田市消防団員用雨衣
- 2 契 約 の 方 法 制限付一般競争入札
- 3 契 約 金 額 19,491,840円
- 4 契 約 締 結 日 平成31年4月15日
- 5 納 品 期 限 令和2年3月27日
- 6 契約の相手方 新発田市本町2丁目3番18号
ファッションスペースリミコ
代表 齋藤 進

議第 5 9 号

財産の取得の追認について

次のとおり財産を取得したことについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 8 号及び新発田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年新発田市条例第 1 9 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 1 2 月 1 2 日提出

新発田市長 二階堂 馨

記

- 1 財 産 名 除雪車（１１ｔ級）
- 2 契 約 の 方 法 通常型指名競争入札
- 3 契 約 金 額 １４，４１４，４６０円
- 4 契 約 締 結 日 平成２９年４月２１日
- 5 納 品 期 限 平成２９年１１月３０日
- 6 契約の相手方 新潟市西区山田２３０７番地
コマツ建機販売株式会社関越カンパニー
社長 山口 真

議第 6 7 号

新発田市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例制定について

新発田市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例を次のように制定する。

令和 6 年 1 2 月 1 2 日提出

新発田市長 二階堂 馨

新発田市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例

新発田市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例（平成１７年新発田市条例第１１８号）の一部を次のように改正する。

別表五十公野コミュニティセンターの項及び川東コミュニティセンターの項中「(祝日の場合は、翌日)」を削る。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議第 6 8 号

新発田市建築関係手数料条例の一部を改正する条例制定について

新発田市建築関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 1 2 月 1 2 日提出

新発田市長 二階堂 馨

新発田市建築関係手数料条例の一部を改正する条例

新発田市建築関係手数料条例（平成 2 1 年新発田市条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表中

「	8, 0 0 0 円	を	「	1 2, 0 0 0 円 （建築基準法施行令（昭和 2 5 年政令第 3 3 8 号。以下「政令」という。）第 1 0 条第 1 号、第 3 号及び第 4 号に掲げる建築物（以下この項において「確認の特例」という。）の場合にあっては、8, 0 0 0 円）	に改め、
	1 5, 0 0 0 円				
	2 1, 0 0 0 円				
	3 2, 0 0 0 円				
」		」			
				2 2, 0 0 0 円 （確認の特例の場合にあっては、1 5, 0 0 0 円）	
				3 3, 0 0 0 円 （確認の特例の場合にあっては、2 1, 0 0 0 円）	
				4 4, 0 0 0 円	

同表に備考として次のように加える。

備考 一の申請において、確認の特例以外の建築物のほかに、確認の特例で

ある建築物を含む計画の場合は、それぞれの建築物の床面積を合計した面積とし、確認の特例の場合以外の手数料の額とする。

第3条を次のように改める。

第3条 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第11条第1項ただし書及び建築物省エネ法第12条第2項ただし書の国土交通省令で定める特定建築行為のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号の規定による住宅の確認申請手数料の額は、確認申請又は計画通知1件につき、前条第1項の手数料の額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号の表右欄に掲げる手数料の額を加算した額とする。

(1) 住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）のみの建築物で一戸建ての住宅（以下「一戸建ての住宅」という。）の場合

床面積の合計	手数料の額
200平方メートル未満のもの	18,000円
200平方メートル以上のもの	20,000円

(2) 住宅部分のみの建築物で共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅（以下「共同住宅等」という。）の場合

床面積の合計	手数料の額
300平方メートル未満のもの	33,000円
300平方メートル以上で、2,000平方メートル未満のもの	55,000円
2,000平方メートル以上で、5,000平方メートル未満のもの	95,000円

5, 000平方メートル以上のもの	142, 000円
-------------------	-----------

第4条第1項中「第2条」を「前2条」に、「確認申請手数料」を「確認申請手数料の額」に、「の手数料」を「の手数料の額」に改める。

第5条第1項中「第18条第16項」を「第18条第20項」に、「次の表に掲げるとおり」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号の表右欄に掲げる手数料の額」に改め、同項の表を削り、同項に次の2号を加える。

- (1) 法第7条の3第4項又は法第18条第29項の規定による中間検査を受けた場合

床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	17, 000円 (政令第10条第1号、第3号及び第4号に掲げる建築物(以下この項において「検査の特例」という。)の場合にあっては、13, 000円)
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	22, 000円 (検査の特例の場合にあっては、16, 000円)
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	30, 000円 (検査の特例の場合にあっては、21, 000円)
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	40, 000円
500平方メートルを超え、1, 000平方メートル以内のもの	50, 000円

1, 000平方メートルを超え、2, 000平方メートル以内のもの	67, 000円
2, 000平方メートルを超え、10, 000平方メートル以内のもの	150, 000円
10, 000平方メートルを超え、50, 000平方メートル以内のもの	239, 000円
50, 000平方メートルを超えるもの	460, 000円

備考 一の申請において、検査の特例以外の建築物のほかに、検査の特例である建築物を含む計画の場合は、それぞれの建築物の床面積を合計した面積とし、検査の特例の場合以外の手数料の額とする。

(2) 前号に掲げる場合以外の場合

床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	18, 000円 (検査の特例の場合にあっては、14, 000円)
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	23, 000円 (検査の特例の場合にあっては、17, 000円)
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	32, 000円 (検査の特例の場合にあっては、23, 000円)
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	42, 000円
500平方メートルを超え、1, 000平方メートル以内のもの	52, 000円
1, 000平方メートルを超え、2, 000平方メートル以内のもの	71, 000円

平方メートル以内のもの	
2, 000平方メートルを超え、10, 000平方メートル以内のもの	160, 000円
10, 000平方メートルを超え、50, 000平方メートル以内のもの	249, 000円
50, 000平方メートルを超えるもの	469, 000円

備考 一の申請において、検査の特例以外の建築物のほかに、検査の特例である建築物を含む計画の場合は、それぞれの建築物の床面積を合計した面積とし、検査の特例の場合以外の手数料の額とする。

第5条第2項中「前項」を「前項各号」に改める。

第5条の次に次の1条を加える。

第5条の2 建築物省エネ法第10条第1項の規定による建築物（法第6条の4第1項第3号に掲げる建築物を除く。）の完了検査申請手数料の額は、完了検査申請又は完了通知1件につき、前条第1項の手数料の額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号の表右欄に掲げる手数料の額を加算した額とする（次項に規定する場合を除く。）。

(1) 一戸建ての住宅の場合

床面積の合計	手数料の額
200平方メートル未満のもの	11, 000円
200平方メートル以上のもの	12, 000円

(2) 共同住宅等の場合

床面積の合計	手数料の額
300平方メートル未満のもの	24, 000円
300平方メートル以上で、2, 000平方メートル未満のもの	44, 000円
2, 000平方メートル以上で、5, 000平方メートル未満のもの	81, 000円

0 0 0 平方メートル未満のもの	
5, 0 0 0 平方メートル以上のもの	1 2 8, 0 0 0 円

(3) 住宅部分以外のみの建築物（以下「非住宅建築物」という。）の場合

床面積の合計	手数料の額
3 0 0 平方メートル未満のもの	2 4, 0 0 0 円 (建築基準法施行規則（昭和 2 5 年建設省令第 4 0 号）別紙の表の用途が工場（自動車修理工場を含む。）、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫業を営む倉庫、倉庫業を営まない倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設（以下「工場等」という。）のみの場合にあっては、9, 0 0 0 円)
3 0 0 平方メートル以上で、1, 0 0 0 平方メートル未満のもの	3 4, 0 0 0 円 (工場等のみの場合にあっては、1 5, 0 0 0 円)
1, 0 0 0 平方メートル以上で、2, 0 0 0 平方メートル未満のもの	4 8, 0 0 0 円 (工場等のみの場合にあっては、2 4, 0 0 0 円)
2, 0 0 0 平方メートル以上で、5, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 0 3, 0 0 0 円 (工場等のみの場合にあっては、7 2, 0 0 0 円)
5, 0 0 0 平方メートル以上で、1 0,	1 5 0, 0 0 0 円

0 0 0 平方メートル未満のもの	(工場等のみの場合にあつては、 1 1 3, 0 0 0 円)
1 0, 0 0 0 平方メートル以上で、2 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 8 6, 0 0 0 円 (工場等のみの場合にあつては、 1 4 3, 0 0 0 円)
2 5, 0 0 0 平方メートル以上のもの	2 2 6, 0 0 0 円 (工場等のみの場合にあつては、 1 7 8, 0 0 0 円)

2 住宅部分及び住宅部分以外の用途に供する建築物（以下「複合建築物」という。）の場合における完了検査申請手数料の額は、完了検査申請又は完了通知1件につき、前条第1項の手数料の額に、前項第2号に掲げる当該住宅部分の手数料の額及び前項第3号に掲げる当該住宅以外の建築物の部分の手数料の額を加算した額とする。

第6条第1項中「前条」を「前2条」に、「完了検査申請手数料」を「完了検査申請手数料の額」に、「の手数料」を「の手数料の額」に改め、同条第2項及び第3項中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改める。

第7条中「という。）」の次に「又は法第18条第28項の規定による特定工程に係る工事の終了通知（以下「特定工程工事終了通知」という。）の検査」を、「、中間検査申請」の次に「又は特定工程工事終了通知」を加え、同条の表中「床面積の合計」を「検査対象となる床面積の合計」に改める。

第8条第44号の6中「建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）」を「政令」に改め、同条第46号ア及びウ並びに第48号ア及びウ中「一戸建て」を「一戸建ての住宅」に改め、同条第52号ア（ア）中「戸建住宅」を「一戸建ての住宅」に改め、同号ア（イ）中「共同住宅、長屋その他の戸建住宅以外の住宅（以下この号及び第54号において「共同住宅ほか」という。）」を「共同住宅等」に改め、同号ア（イ）b中「共同住宅ほか」を「共同住宅等」に改め、同号ア（エ）中「住宅の用途及び住宅以外の用途に供

する建築物(以下この号及び第54号において「複合建築物」という。))を「複合建築物」に改め、「(ア)又は」を削り、同号イ(ア)中「戸建住宅」を「一戸建ての住宅」に改め、同号イ(イ)中「共同住宅ほか」を「共同住宅等」に改め、同号イ(エ)中「(ア)又は」を削り、同条第54号ア(ア)中「戸建住宅」を「一戸建ての住宅」に改め、同号ア(イ)中「共同住宅ほか」を「共同住宅等」に改め、同号ア(エ)中「(ア)又は」を削り、同号イ(ア)中「戸建住宅」を「一戸建ての住宅」に改め、同号イ(イ)中「共同住宅ほか」を「共同住宅等」に改め、同号イ(エ)中「(ア)又は」を削り、同条第56号本文中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)第12条第1項」を「建築物省エネ法第11条第1項」に、「同法第13条第2項」を「建築物省エネ法第12条第2項」に、「同法第12条第2項」を「建築物省エネ法第11条第2項」に、「同法第13条第3項」を「建築物省エネ法第12条第3項」に改め、「非住宅部分に係る」を削り、「非住宅部分で次に掲げる評価方法(非住宅建築物の場合で建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この号及び第59号において「基準省令」という。)第1条第1項第1号イの基準(以下この号、次号及び第58号において「標準入力法等」という。)又は非住宅建築物の場合で基準省令第1条第1項第1号ロの基準(以下この号、次号及び第58号において「モデル建物法」という。))ごとの」を「次に掲げる場合の区分に応じ、」に改め、「額を合算した」を削り、同号ただし書中「ただし、」を「ただし、複合建築物の場合にあっては、イに掲げる当該手数料の額に、ウに掲げる当該手数料の額を加算した額とし、」に、「第37条」を「第32条」に、「同法第34条第3項各号」を「建築物省エネ法第29条第3項各号」に、「第59号(ウ)の表」を「第59号アからウまでの場合」に、「第35条第1項」を「第30条第1項」に改め、同号の表を削り、同号に次のように加える。

ア 一戸建ての住宅の場合

評価方法	申請部分の床面積	手数料の額
基準省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ	200平方メートル未満のもの	33,300円
(1)の基準（以下この号及び次号において「標準計算法」という。）	200平方メートル以上のもの	36,800円
基準省令第1条第1項第2号イ(2)若しくは基準省令第10条第2号	200平方メートル未満のもの	25,500円
イ(2)及び基準省令第1条第1項第2号ロ(1)又は同号イ(1)及び同号ロ(2)若しくは基準省令第10条第2号ロ(2)の基準（以下この号及び次号において「仕様・計算併用法」という。）	200平方メートル以上のもの	27,900円
基準省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ	200平方メートル未満のもの	18,000円
(2)又は基準省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準（以下この号及び次号において「仕様基準」という。）	200平方メートル以上のもの	20,000円

イ 共同住宅等の場合

評価方法	申請部分の床面積	手数料の額
------	----------	-------

標準計算法	300平方メートル未満のもの	65,200円
	300平方メートル以上で、2,000平方メートル未満のもの	106,100円
	2,000平方メートル以上で、5,000平方メートル未満のもの	177,800円
	5,000平方メートル以上のもの	253,100円
仕様・計算併用法	300平方メートル未満のもの	49,200円
	300平方メートル以上で、2,000平方メートル未満のもの	80,000円
	2,000平方メートル以上で、5,000平方メートル未満のもの	136,300円
	5,000平方メートル以上のもの	197,400円
仕様基準	300平方メートル未満のもの	33,000円
	300平方メートル以上で、2,000平方	55,000円

	メートル未満のもの	
	2, 000 平方メートル以上で、5, 000 平方メートル未満のもの	95, 000 円
	5, 000 平方メートル以上のもの	142, 000 円

ウ 非住宅建築物の場合

評価方法	申請部分の床面積	手数料の額
基準省令第1条第1項第1号イの基準（以下この号及び次号において「標準入力法等」という。）	300 平方メートル未満のもの	211, 800 円 （工場等のみの場合にあっては、29, 700 円）
	300 平方メートル以上で、1, 000 平方メートル未満のもの	262, 000 円 （工場等のみの場合にあっては、36, 800 円）
	1, 000 平方メートル以上で、2, 000 平方メートル未満のもの	336, 700 円 （工場等のみの場合にあっては、47, 600 円）
	2, 000 平方メートル以上で、5, 000 平方メートル未満のもの	476, 500 円 （工場等のみの場合にあっては、99, 900 円）
	5, 000 平方メートル以上のもの	584, 700 円

	ル以上で、10,000平方メートル未満のもの	(工場等のみの場合にあっては、143,300円)
	10,000平方メートル以上で、25,000平方メートル未満のもの	689,400円 (工場等のみの場合にあっては、174,900円)
	25,000平方メートル以上のもの	785,200円 (工場等のみの場合にあっては、214,100円)
基準省令第1条第1項第1号ロの基準（以下この号及び次号において「モデル建物法」という。）	300平方メートル未満のもの	86,800円 (工場等のみの場合にあっては、26,200円)
	300平方メートル以上で、1,000平方メートル未満のもの	107,600円 (工場等のみの場合にあっては、32,900円)
	1,000平方メートル以上で、2,000平方メートル未満のもの	139,200円 (工場等のみの場合にあっては、42,800円)
	2,000平方メートル以上で、5,000平方メートル未満のもの	219,500円 (工場等のみの場合にあっては、94,000円)

	の	0 円)
	5, 000 平方メートル以上で、10, 000 平方メートル未満のもの	283, 700 円 (工場等のみの場合にあっては、136, 800 円)
	10, 000 平方メートル以上で、25, 000 平方メートル未満のもの	339, 000 円 (工場等のみの場合にあっては、167, 700 円)
	25, 000 平方メートル以上のもの	396, 200 円 (工場等のみの場合にあっては、205, 800 円)

第8条第57号本文中「第12条第2項」を「第11条第2項」に、「同法第13条第3項」を「建築物省エネ法第12条第3項」に改め、「非住宅部分に係る」を削り、「次に掲げる評価方法（標準入力法等又はモデル建物法）ごとの」を「次の場合に掲げる区分に応じ、」に改め、同号ただし書中「ただし、」を「ただし、複合建築物の場合にあっては、イに掲げる当該手数料の額に、ウに掲げる当該手数料の額を加算した額とし、」に、「第61号（ウ）の表」を「第61号アからウまでの場合」に改め、同号の表を削り、同号に次のように加える。

ア 一戸建ての住宅の場合

評価方法	申請部分の床面積	手数料の額
標準計算法	200 平方メートル未満のもの	16, 700 円
	200 平方メートル以上のもの	18, 400 円

仕様・計算併用法	200平方メートル未満のもの	12,800円
	200平方メートル以上のもの	14,000円
仕様基準	200平方メートル未満のもの	9,000円
	200平方メートル以上のもの	10,000円

イ 共同住宅等の場合

評価方法	申請部分の床面積	手数料の額
標準計算法	300平方メートル未満のもの	32,600円
	300平方メートル以上で、2,000平方メートル未満のもの	53,100円
	2,000平方メートル以上で、5,000平方メートル未満のもの	88,900円
	5,000平方メートル以上のもの	126,600円
仕様・計算併用法	300平方メートル未満のもの	24,600円
	300平方メートル以上で、2,000平方メートル未満のもの	40,000円

	2,000平方メートル以上で、5,000平方メートル未満のもの	68,200円
	5,000平方メートル以上のもの	98,700円
仕様基準	300平方メートル未満のもの	16,500円
	300平方メートル以上で、2,000平方メートル未満のもの	27,500円
	2,000平方メートル以上で、5,000平方メートル未満のもの	47,500円
	5,000平方メートル以上のもの	71,000円

ウ 非住宅建築物の場合

評価方法	申請部分の床面積	手数料の額
標準入力法等	300平方メートル未満のもの	105,900円 (工場等のみの場合にあっては、14,900円)
	300平方メートル以上で、1,000平方メートル未満のもの	131,000円 (工場等のみの場合にあっては、18,400円)

		0 円)
	1, 0 0 0 平方メートル以上で、2, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 6 8, 4 0 0 円 (工場等のみの場合にあっては、2 3, 8 0 0 円)
	2, 0 0 0 平方メートル以上で、5, 0 0 0 平方メートル未満のもの	2 3 8, 3 0 0 円 (工場等のみの場合にあっては、5 0, 0 0 0 円)
	5, 0 0 0 平方メートル以上で、1 0, 0 0 0 平方メートル未満のもの	2 9 2, 4 0 0 円 (工場等のみの場合にあっては、7 1, 7 0 0 円)
	1 0, 0 0 0 平方メートル以上で、2 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの	3 4 4, 7 0 0 円 (工場等のみの場合にあっては、8 7, 5 0 0 円)
	2 5, 0 0 0 平方メートル以上のもの	3 9 2, 6 0 0 円 (工場等のみの場合にあっては、1 0 7, 1 0 0 円)
モデル建物法	3 0 0 平方メートル未満のもの	4 3, 4 0 0 円 (工場等のみの場合にあっては、1 3, 1 0 0 円)
	3 0 0 平方メートル以	5 3, 8 0 0 円

上で、1,000平方メートル未満のもの	(工場等のみの場合にあっては、16,500円)
1,000平方メートル以上で、2,000平方メートル未満のもの	69,600円 (工場等のみの場合にあっては、21,400円)
2,000平方メートル以上で、5,000平方メートル未満のもの	109,800円 (工場等のみの場合にあっては、47,000円)
5,000平方メートル以上で、10,000平方メートル未満のもの	141,900円 (工場等のみの場合にあっては、68,400円)
10,000平方メートル以上で、25,000平方メートル未満のもの	169,500円 (工場等のみの場合にあっては、83,900円)
25,000平方メートル以上のもの	198,100円 (工場等のみの場合にあっては、102,900円)

第8条第58号中「(平成28年国土交通省令第5号)第11条」を「第13条」に、「次に掲げる評価方法(標準入力法等又はモデル建物法)ごとの申請部分の床面積に応じた」を「前号と同じ方法で算出した」に改め、同号の表を削り、同条第59号中「第34条第1項」を「第29条第1項」に改め、「又は同

法第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定」を削り、「次に掲げる評価方法（住宅の場合で基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)及び同号ロ又は第10条第2号イ及び同号ロの基準（以下「標準計算住戸評価」という。）、住宅の場合で基準省令第1条第1項第2号イ(1)(ii)及び同号ロ(1)の基準（以下「標準計算住棟評価」という。）、住宅の場合で基準省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及び同号ロ(2)の基準（以下「簡易計算モデル住宅法」という。）、住宅の場合で基準省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及び同号ロ(2)の基準（以下「簡易計算フロア入力法」という。）、住宅の場合で基準省令第1条第1項第2号イ(3)及び同号ロ(3)の基準（以下「仕様基準」という。）、非住宅建築物の場合で基準省令第1条第1号イ又は第10条第1号イ(1)及び同号ロ(1)の基準（以下この号及び第61号において「標準入力法等」という。）又は非住宅建築物の場合で基準省令第1条第1号ロ若しくは第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)の基準（以下この号及び第61号において「モデル建物法」という。））ごとの申請部分の床面積に応じた額を合算した額（次号に該当する場合を除く。）」を「次に掲げる場合の区分に応じ、申請部分の床面積に応じた額（次号に該当する場合を除く。）」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、複合建築物の場合にあっては、イに掲げる当該手数料の額に、ウに掲げる当該手数料の額を加算する。

第8条第59号（ア）から（エ）までを削り、同号に次のように加える。

ア 一戸建ての住宅の場合

申請部分の床面積	手数料の額
200平方メートル未満のもの	32,200円 (技術審査を行わない場合にあっては、5,800円)
200平方メートル以上のもの	35,800円 (技術審査を行わない場合にあっては、5,800円)

イ 共同住宅等の場合（ただし、住宅部分のうちの住戸以外の部分（以下この号及び第61号において「共用部分」という。）を評価対象としない場合にあつては、申請部分の床面積に共用部分の床面積を含めないものとする。）

申請部分の床面積	手数料の額
300平方メートル未満のもの	63,400円 (技術審査を行わない場合にあつては、10,000円)
300平方メートル以上で、2,000平方メートル未満のもの	107,600円 (技術審査を行わない場合にあつては、22,400円)
2,000平方メートル以上で、5,000平方メートル未満のもの	180,200円 (技術審査を行わない場合にあつては、44,600円)
5,000平方メートル以上のもの	256,500円 (技術審査を行わない場合にあつては、76,400円)

ウ 非住宅建築物の場合

評価方法	申請部分の床面積	手数料の額
基準省令第10条第1号ロ(1)の基準（以下この号及び第61号において「標準入力法等」という。）	300平方メートル未満のもの	205,700円 (技術審査を行わない場合にあつては、10,000円)
	300平方メートル以上で、1,000平方メートル未満のもの	256,900円 (技術審査を行わない場合にあつては、19,

		0 0 0 円)
	1, 0 0 0 平方メートル以上で、2, 0 0 0 平方メートル未満のもの	3 3 4, 5 0 0 円 (技術審査を行わない場合にあっては、2 8, 4 0 0 円)
	2, 0 0 0 平方メートル以上で、5, 0 0 0 平方メートル未満のもの	4 7 5, 6 0 0 円 (技術審査を行わない場合にあっては、7 6, 4 0 0 円)
	5, 0 0 0 平方メートル以上で、1 0, 0 0 0 平方メートル未満のもの	5 8 4, 9 0 0 円 (技術審査を行わない場合にあっては、1 1 8, 4 0 0 円)
	1 0, 0 0 0 平方メートル以上で、2 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの	6 9 0, 5 0 0 円 (技術審査を行わない場合にあっては、1 4 8, 4 0 0 円)
	2 5, 0 0 0 平方メートル以上のもの	7 8 7, 2 0 0 円 (技術審査を行わない場合にあっては、1 8 4, 4 0 0 円)
基準省令第 1 0 条第 1 号ロ(2)の基準（以下この号及び第 6 1 号において「モデル建物法」という。）	3 0 0 平方メートル未満のもの	7 9, 6 0 0 円 (技術審査を行わない場合にあっては、1 0, 0 0 0 円)
	3 0 0 平方メートル以	1 0 2, 5 0 0 円

	上で、1,000平方メートル未満のもの	(技術審査を行わない場合にあっては、19,000円)
	1,000平方メートル以上で、2,000平方メートル未満のもの	135,200円 (技術審査を行わない場合にあっては、28,400円)
	2,000平方メートル以上で、5,000平方メートル未満のもの	216,300円 (技術審査を行わない場合にあっては、76,400円)
	5,000平方メートル以上で、10,000平方メートル未満のもの	281,100円 (技術審査を行わない場合にあっては、118,400円)
	10,000平方メートル以上で、25,000平方メートル未満のもの	336,900円 (技術審査を行わない場合にあっては、148,400円)
	25,000平方メートル以上のもの	394,600円 (技術審査を行わない場合にあっては、184,400円)

第8条第60号中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「同法第35条第2項」を「建築物省エネ法第30条第2項」に改め、同条第61号中「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「次に掲げる評価方法（標準計算住戸評価、標準計算住棟評価、モデル建物法又は標準入力法等）ごとの申請部分の

床面積に応じた額を合算した額（次号に該当する場合を除く。）を「次に掲げる場合の区分に応じ、申請部分の床面積に応じた額（次号に該当する場合を除く。）」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、複合建築物の場合にあっては、イに掲げる当該手数料の額に、ウに掲げる当該手数料の額を加算する。

第8条第61号（ア）から（エ）までを削り、同号に次のように加える。

ア 一戸建ての住宅の場合

申請部分の床面積	手数料の額
200平方メートル未満のもの	16,100円 (技術審査を行わない場合にあっては、2,900円)
200平方メートル以上のもの	17,900円 (技術審査を行わない場合にあっては、2,900円)

イ 共同住宅等の場合（ただし、共用部分を評価対象としない場合にあっては、申請部分の床面積に共用部分の床面積を含めないものとする。）

申請部分の床面積	手数料の額
300平方メートル未満のもの	31,700円 (技術審査を行わない場合にあっては、5,000円)
300平方メートル以上で、2,000平方メートル未満のもの	53,800円 (技術審査を行わない場合にあっては、11,200円)
2,000平方メートル以上で、5,000平方メートル未満のもの	90,100円 (技術審査を行わない場合にあっては、22,300円)

5,000平方メートル以上のもの	128,300円 (技術審査を行わない場合にあっては、38,200円)
------------------	--

ウ 非住宅建築物の場合

評価方法	申請部分の床面積	手数料の額
標準入力法等	300平方メートル未満のもの	102,900円 (技術審査を行わない場合にあっては、5,000円)
	300平方メートル以上で、1,000平方メートル未満のもの	128,000円 (技術審査を行わない場合にあっては、9,500円)
	1,000平方メートル以上で、2,000平方メートル未満のもの	167,300円 (技術審査を行わない場合にあっては、14,200円)
	2,000平方メートル以上で、5,000平方メートル未満のもの	237,800円 (技術審査を行わない場合にあっては、38,200円)
	5,000平方メートル以上で、10,000平方メートル未満のもの	292,500円 (技術審査を行わない場合にあっては、59,200円)
	10,000平方メートル以上のもの	345,300円

	トル以上で、25,000平方メートル未満のもの	(技術審査を行わない場合にあっては、74,200円)
	25,000平方メートル以上のもの	393,600円 (技術審査を行わない場合にあっては、92,200円)
モデル建物法	300平方メートル未満のもの	39,800円 (技術審査を行わない場合にあっては、5,000円)
	300平方メートル以上で、1,000平方メートル未満のもの	51,300円 (技術審査を行わない場合にあっては、9,500円)
	1,000平方メートル以上で、2,000平方メートル未満のもの	67,600円 (技術審査を行わない場合にあっては、14,200円)
	2,000平方メートル以上で、5,000平方メートル未満のもの	108,200円 (技術審査を行わない場合にあっては、38,200円)
	5,000平方メートル以上で、10,000平方メートル未満のもの	140,600円 (技術審査を行わない場合にあっては、5

	のもの	9, 200円)
	10,000平方メートル以上で、25,000平方メートル未満のもの	168,500円 (技術審査を行わない場合にあっては、74,200円)
	25,000平方メートル以上のもの	197,300円 (技術審査を行わない場合にあっては、92,200円)

第8条第62号中「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「同法第36条第2項」を「建築物省エネ法第31条第2項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第5条第1項の改正規定(「第18条第16項」を「第18条第20項」に改める部分に限る。)、第6条第2項及び第3項の改正規定、第7条の表の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の新発田市建築関係手数料条例の規定は、令和7年4月1日以後に申請を受理したものから適用し、同日前までに申請を受理したものに係る手数料については、なお従前の例による。

議第 6 9 号

新発田市旧学校施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例制定について

新発田市旧学校施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 1 2 月 1 2 日提出

新発田市長 二階堂 馨

新発田市旧学校施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新発田市旧学校施設の設置及び管理に関する条例（平成30年新発田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

旧米子小学校	新発田市真野原外1773番地
旧藤塚小学校	新発田市藤塚浜4063番地3

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 旧米子小学校及び旧藤塚小学校の使用許可その他旧米子小学校及び旧藤塚小学校の管理のために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議第 7 0 号

新発田市児童クラブ条例の一部を改正する条例制定について

新発田市児童クラブ条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 1 2 月 1 2 日提出

新発田市長 二階堂 馨

新発田市児童クラブ条例の一部を改正する条例

新発田市児童クラブ条例（平成１８年新発田市条例第１１号）の一部を次のように改正する。

第２条の表加治川児童クラブの項中「川口１２８番地１」を「上今泉３６６番地１」に改める。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議第 7 1 号

新潟県市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、公平委員会に係る事務について、妙高市が共同処理事務に加入することに伴い、新潟県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更するものとする。

令和 6 年 1 2 月 1 2 日提出

新発田市長 二階堂 馨

新潟県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

新潟県市町村総合事務組合規約（平成１６年総行市第３０号許可）の一部を次のように変更する。

別表第２の２の項及び３の項中「糸魚川市」の次に「、妙高市」を加える。

附 則

この規約は、令和７年４月１日から施行する。

議第 7 2 号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和 6 年 1 2 月 1 2 日提出

新発田市長 二階堂 馨

記

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 工 事 名 | 大峰保育園改築（建築）工事 |
| 2 | 契 約 の 方 法 | 制限付一般競争入札 |
| 3 | 契 約 金 額 | 4 4 8 , 8 0 0 , 0 0 0 円 |
| 4 | 契 約 の 相 手 方 | 新発田市三日市 5 3 0 番地 4
成和建設株式会社
代表取締役 渡 邊 精 一 |

議第 7 3 号

公の施設に係る指定管理者の指定について

次のとおり、公の施設に係る指定管理者を指定する。

令和 6 年 1 2 月 1 2 日提出

新発田市長 二階堂 馨

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

住吉コミュニティセンター

- 2 指定管理者

新発田市住吉町 5 丁目 4 番 2 5 号

住吉コミュニティセンター管理運営委員会

会長 渡辺 一比古

- 3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

議第 7 4 号

公の施設に係る指定管理者の指定について

次のとおり、公の施設に係る指定管理者を指定する。

令和 6 年 1 2 月 1 2 日提出

新発田市長 二階堂 馨

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
五十公野コミュニティセンター

2 指定管理者
新発田市五十公野４９３０番地１
五十公野コミュニティセンター管理運営委員会
会長 小林 義春

3 指定の期間
令和７年４月１日から令和１０年３月３１日まで

議第 7 5 号

公の施設に係る指定管理者の指定について

次のとおり、公の施設に係る指定管理者を指定する。

令和 6 年 1 2 月 1 2 日提出

新発田市長 二階堂 馨

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

佐々木コミュニティセンター

- 2 指定管理者

新発田市則清 9 5 6 番地 1

佐々木コミュニティセンター管理運営委員会

会長 佐藤 武男

- 3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

議第 7 6 号

公の施設に係る指定管理者の指定について

次のとおり、公の施設に係る指定管理者を指定する。

令和 6 年 1 2 月 1 2 日提出

新発田市長 二階堂 馨

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

御幸町ふれあいコミュニティセンター

- 2 指定管理者

新発田市御幸町3丁目11番9号

御幸町ふれあいコミュニティセンター管理運営委員会

会長 栗原 祥

- 3 指定の期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

議第 7 7 号

公の施設に係る指定管理者の指定について

次のとおり、公の施設に係る指定管理者を指定する。

令和 6 年 1 2 月 1 2 日提出

新発田市長 二階堂 馨

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

猿橋コミュニティセンター

- 2 指定管理者

新発田市住吉町1丁目7番17号

猿橋コミュニティセンター管理運営委員会

会長 佐藤 友作

- 3 指定の期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

議第 7 8 号

公の施設に係る指定管理者の指定について

次のとおり、公の施設に係る指定管理者を指定する。

令和 6 年 1 2 月 1 2 日提出

新発田市長 二階堂 馨

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

菅谷コミュニティセンター

- 2 指定管理者

新発田市菅谷 3 3 5 0 番地

菅谷コミュニティセンター運営委員会

会長 渡辺 昭雄

- 3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

議第 7 9 号

公の施設に係る指定管理者の指定について

次のとおり、公の施設に係る指定管理者を指定する。

令和 6 年 1 2 月 1 2 日提出

新発田市長 二階堂 馨

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

加治川コミュニティセンター

- 2 指定管理者

新発田市下小中山 1 1 0 7 番地

特定非営利活動法人加治川コミュニティ

代表理事 中野 康平

- 3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

議第 8 0 号

公の施設に係る指定管理者の指定について

次のとおり、公の施設に係る指定管理者を指定する。

令和 6 年 1 2 月 1 2 日提出

新発田市長 二階堂 馨

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

七葉コミュニティセンター

- 2 指定管理者

新発田市三日市 8 6 2 番地

七葉コミュニティセンター管理運営委員会

会長 小山 政好

- 3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

議第 8 1 号

公の施設に係る指定管理者の指定について

次のとおり、公の施設に係る指定管理者を指定する。

令和 6 年 1 2 月 1 2 日提出

新発田市長 二階堂 馨

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

川東コミュニティセンター

- 2 指定管理者

新発田市下羽津 1 9 0 8 番地

川東コミュニティセンター管理運営委員会

会長 石井 史洋

- 3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

議第 8 2 号

公の施設に係る指定管理者の指定について

次のとおり、公の施設に係る指定管理者を指定する。

令和 6 年 1 2 月 1 2 日提出

新発田市長 二階堂 馨

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
東豊コミュニティ防災センター

2 指定管理者
新発田市豊町4丁目8番30号
東豊コミュニティ防災センター管理運営委員会
会長 本間 紀夫

3 指定の期間
令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

議第 8 3 号

公の施設に係る指定管理者の指定について

次のとおり、公の施設に係る指定管理者を指定する。

令和 6 年 1 2 月 1 2 日提出

新発田市長 二階堂 馨

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
寺町たまり駅

2 指定管理者
新発田市荒町甲 1 5 2 1 番地
株式会社花安
代表取締役 渡邊 安之

3 指定の期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

議第 8 4 号

公の施設に係る指定管理者の指定について

次のとおり、公の施設に係る指定管理者を指定する。

令和 6 年 1 2 月 1 2 日提出

新発田市長 二階堂 馨

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
米倉農村環境改善センター
- 2 指定管理者
新発田市米倉 1 4 1 9 番地
米倉自治会
会長 石木 正利
- 3 指定の期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

議第 8 5 号

公の施設に係る指定管理者の指定について

次のとおり、公の施設に係る指定管理者を指定する。

令和 6 年 1 2 月 1 2 日提出

新発田市長 二階堂 馨

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

松浦農村環境改善センター

- 2 指定管理者

新発田市法正橋 6 7 6 番地

松浦農村環境改善センター運営委員会

会長 湯浅 孝広

- 3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

議第 8 6 号

公の施設に係る指定管理者の指定について

次のとおり、公の施設に係る指定管理者を指定する。

令和 6 年 1 2 月 1 2 日提出

新発田市長 二階堂 馨

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

新発田市農村婦人の家

- 2 指定管理者

新発田市滝谷 5 7 8 0 番地 1

滝谷区

区長 阿部 庄三

- 3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

議第 8 7 号

公の施設に係る指定管理者の指定について

次のとおり、公の施設に係る指定管理者を指定する。

令和 6 年 1 2 月 1 2 日提出

新発田市長 二階堂 馨

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
有機の里交流センター
- 2 指定管理者
新発田市米倉 2 3 0 6 番地 1
有機の里交流施設運営協議会
会長 遠藤 登
- 3 指定の期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

議第 8 8 号

公の施設に係る指定管理者の指定について

次のとおり、公の施設に係る指定管理者を指定する。

令和 6 年 1 2 月 1 2 日提出

新発田市長 二階堂 馨

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
米倉ふれあい農園

2 指定管理者
新発田市米倉 2 3 0 6 番地 1
有機の里交流施設運営協議会
会長 遠藤 登

3 指定の期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

